

お知らせ

記者発表資料 平成31年2月21日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、契約違反を行った下記業者について指名停止の措置を行いました

1. 指名停止措置業者名及び住所

末沢建設株式会社 岡山県津山市押入1219-7

2. 指名停止措置期間

平成31年2月21日 ～ 平成31年3月20日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

末沢建設株式会社が元請として施工した、平成28年度岡山国道事務所発注「津山管内構造物補修工事」における一般国道53号小田橋の橋面舗装の修繕工事において、バックホウ（大型ブレーカー）を使用して、橋面舗装及び床版上の調整コンクリート取壊し作業を行った際、張り出し部の床版コンクリートを損傷させたにもかかわらず、土木工事共通仕様書に定める発注者への報告を行わなかった。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号（契約違反）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1 >

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4ヵ月以内</u>

